

甲府市契約規則（昭和 5 0 年 1 2 月規則第 6 6 号）第 5 条の規定により、次の 3 件の一般競争入札を執行する。

令和 7 年 2 月 2 5 日

甲府市長 樋 口 雄 一

1 一般競争入札に付する事項

（1）貸付物件

次の物件ごとに入札に付する。

物件 番号	施設名称	所在地及び貸付場所	貸付 面積	設置 台数
1	甲府市環境センター	甲府市上町 6 0 1 番地 4 2 階屋内	1 . 8 7 m ²	1 台
2	甲府市環境センター	甲府市上町 6 0 1 番地 4 1 階屋外	1 . 7 5 m ²	1 台
3	甲府市環境センター	甲府市上町 6 0 1 番地 4 1 階屋外	1 . 5 3 m ²	1 台

（2）予定価格

公表しない。

（3）貸付期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 1 0 年 3 月 3 1 日（金）まで

（4）用途

飲料用自動販売機の設置・運営に限る。

2 一般競争入札参加資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができる。

（1）地方自治法施行令(昭和 2 2 年政令第 1 6 号)第 1 6 7 条の 4 第 1 項に規定す

る一般競争入札に参加させることができない者又は同条第 2 項各号に掲げる者のいずれにも該当しない法人又は個人であること。

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号)第 2 条第 2 号から第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成 1 1 年法律第 1 4 7 号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (4) 会社更生法(平成 1 4 年法律第 1 5 4 号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成 1 1 年法律第 2 2 5 号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 法人にあっては、県内に本店又は支店若しくは営業所を有し、個人にあっては、県内に事業所等を設けて事業を営んでいること。
- (6) 飲料用自動販売機の設置運営において、自ら管理・運営する 3 年以上の実績を有し、かつ現時点においても行っている者であること。
- (7) 国税及び本店・支店等が所在する市町村の税を滞納していないこと。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等

(1) 配付期間

令和 7 年 2 月 2 5 日(火)～令和 7 年 3 月 7 日(金)

(この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。)

午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 配付場所

甲府市環境部環境総室総務課庶務係

甲府市上町 6 0 1 番地 4 (甲府市環境センター 1 階)

電話 0 5 5 - 2 4 1 - 4 3 1 1

(3) 配付方法

直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(業者向け情報／入札・契約／入札情報(その他・公募型))から情報を入手する場合は、この限りでない。

4 入札参加申込

この入札に参加を希望する者は、募集要項に示す「一般競争入札参加申込書」のほか提出書類を次の申請場所まで持参すること。

(1) 申込期間

令和7年2月25日（火）～令和7年3月7日（金）

（この期間内の土曜日、日曜日、祝日を除く。）

午前9時から午後5時まで

(2) 申込場所

甲府市環境部環境総室総務課庶務係

甲府市上町601番地4（甲府市環境センター1階）

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時

令和7年3月24日（月） 午前10時00分～

別表1のとおり物件ごとに順次実施する。

(2) 場 所

甲府市環境センター1階 会議室1

甲府市上町604番地1

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

6 入札方法

入札者は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という）に係る課税事業者であるか否かを問わず、消費税等抜きの金額を入札書に記入すること。

なお、落札者の決定に当たっては、物件番号1の貸付については、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札金額とする。

また、物件番号2、3の貸付については、入札書に記載された金額をもって落札金額（消費税等非課税）とする。

7 入札の無効

この告示に示した入札参加資格のない者の行った入札、申告書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。

8 落札者の決定方法

甲府市が定める予定価格以上で、最高の金額をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

設置事業者として決定した者は、契約締結に際して、契約保証金として契約金額の100分の10の額を納入しなければならない。ただし、甲府市契約規則（昭和50年規則第66号）第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 説明会

行わない。

(5) その他

公告にない事項については、入札説明書、募集要項及び仕様書による。

別表 1 入札日時

物件番号	入札及び改札日	入札時間
1	令和 7 年 3 月 2 4 日 (月)	午前 1 0 時 0 0 分
2		午前 1 0 時 3 0 分
3		午前 1 1 時 0 0 分